

# 造林事業請負

## 入札説明資料

(物件番号 第1号)

**事業名** 造林事業請負（東通地区、地拵・植付・天Ⅰ地拵・下刈・歩道整備）

**事業箇所** 青森県下北郡東通村砂子又字大平滝国有林52林班に1小班外

東北森林管理局

下北森林管理署

(案)

## 造林事業請負契約書

- 1 事業名 造林事業請負（東通地区、地拵・植付・天Ⅰ地拵・下刈・歩道整備）
- 2 事業場所 青森県下北郡東通村砂子又字大平滝国有林52林班に1小班外
- 3 事業量 地拵 13.09ha 天Ⅰ地拵 1.66ha 歩道整備 18.16km  
植付 13.09ha 下刈 38.88ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和5年11月30日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙1事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
○	部分払	月1回以内 第38条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

- 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
ユリノキ	2年生 30cm上	385本	後日指定	後日指定

- 8 特約事項 なし。
- 9 技術提案事項の履行確保  
別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和5年3月29日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者 住 所 青森県むつ市金曲一丁目4番6号  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
下北森林管理署長 小笠原 孝

請負者 住 所  
氏 名



## 事業内訳書

工事名 事業名	作業工種	林小班	数量 (小班面積)	単位	担当区	作業期間 材料品等	備考
造林事業請負 (東通地区、地拵・植付・天 I地拵・下刈・歩道整備)	下刈 (全刈)	52 に1	1.37	HA	東通	自 令和5年6月1日から 至 令和5年10月31日まで 【スギ3年生】	
〃	〃	53 は2	0.43	〃	〃	〃	
〃	〃	364 ろ2	4.88	〃	老部	自 令和5年6月1日から 至 令和5年10月31日まで 【ヒバ3年生】	
〃	〃	372 と2	3.64	〃	〃	自 令和5年6月1日から 至 令和5年10月31日まで 【スギ3年生】	
〃	〃	372 と4	3.51	〃	〃	〃	
〃	〃	372 と5	1.27	〃	〃	〃	
〃	下刈 (筋刈)	377 り	1.28 (1.74)	〃	〃	〃	刈幅1.6m
〃	〃	385 に1	0.40 (0.54)	〃	〃	自 令和5年6月1日から 至 令和5年10月31日まで 【スギコン(4)年生】	〃
〃	〃	385 に2	0.55 (0.75)	〃	〃	〃	〃
〃	〃	385 に3	1.23 (1.67)	〃	〃	〃	〃
〃	下刈 (全刈)	421 は2	1.06	〃	〃	自 令和5年6月1日から 至 令和5年10月31日まで 【カラコン(4)年生】	
〃	〃	421 は3	0.88	〃	〃	〃	
〃	〃	421 ほ1	4.33	〃	〃	〃	
〃	〃	428 に2	4.42	〃	〃	自 令和5年6月1日から 至 令和5年10月31日まで 【スギコン(3)年生】	
〃	〃	429 と	3.72	〃	〃	〃	
〃	〃	435 と	2.23	〃	〃	自 令和5年6月1日から 至 令和5年10月31日まで 【ヒバ3年生】	
〃	〃	435 ち2	1.24	〃	〃	〃	
〃	下刈 (筋刈)	436 に1	2.44 (3.32)	〃	〃	自 令和5年6月1日から 至 令和5年10月31日まで 【スギ3年生】	刈幅1.6m
						※林令()は秋植の場合	
下刈計			38.88	HA			



別紙 2

技術提案事項の履行確保

受注者は、令和 5 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項 目	評価	内 容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案事業計画		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案











# 造林事業特記仕様書

## 造林事業記録写真仕様書

### (写真の提出)

1. 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。  
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

### (準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
  - ア 写真機（予備を用意しておく）
  - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黑板。
  - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

### (写真撮影)

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
  - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黑板を添えなければならない。
  - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
  - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ(7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
  - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
  - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所(小班)を撮影することとする。

### (写真整理)

4. 撮影箇所毎(作業前・作業中・作業後)に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黑板の不明瞭なものは、黑板記載事項及び作業内容を記述する。

### (デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
  - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
  - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
  - ウ 有効画素数は、黑板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
  - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

### (その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 全刈枝条存置地拵作業仕様書

## (放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## (区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

## (地床植生の刈払い及び処理)

- 3 地床植生(ササ、雑草、かん木)は全刈とし、地際より刈払いし存置とするが、錯そうして植付に支障となる場合は整理しなければならない。  
ただし、有用天然木については原則保残しなければならない。

## (立木、末木枝条の処理)

- 4 立木は、保残のためあらかじめ標示したもの以外は全て地際より伐倒し、伐倒方向はできる限り水平方向としなければならない。

伐倒木、末木枝条は原則として存置とするが、植付に支障となる幹や枝は適宜切り離しを行い、タコ足状に浮き上がっている枝は、必ず切断して地面によく接着させなければならない。なお末木枝条が堆積錯そうして植付に支障となる場所は整理して、植付箇所の点付けをしなければならない。

ユリノキ植栽区域内にある末木枝条については、当該区域外に運び出すこと。

## (作業歩道の作設)

- 5 作業歩道は幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないよう刈払物を取り片付けしなければならない。

## (有用天然木の範囲)

- 6 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等  
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

## (その他)

- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 天然下種Ⅰ類更新地拵作業仕様書

## (放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## (周囲の表示)

- 2 本作業地の区域は別紙図面のとおりであり、具体的には監督職員の指示を受けなければならない。

## (末木枝条の処理)

- 3 周囲測量線より内部の稚樹を被覆し、生育を阻害している末木枝条は、稚樹の生育に障害とならないように、また稚樹発生の支障とならないように次のように整理する。
  - ① 付近の伐根及び大径木の根元に集積する。
  - ② 伐根及び大径木がない場合は、3.0平方m以内の空き地に集積し、集積間隔は2.5平方m以上とする。
  - ③ 集積にあたっては稚樹を損傷しないように注意して作業をする。
  - ④ 不安定な末木枝条は切断して崩れないように集積する。

## (林床植生の刈払)

- 4 稚樹が少ない箇所、稚樹の発生を阻害している笹類及び灌木類は地際から刈払する。  
なお、有用広葉樹については、補残しなければならない。

## (その他)

- 5 この仕様書によりがたいことが生じた場合は、監督職員に事由を申し出てその指示を受けなければならない。

# 苗木仕様書（官苗、民苗供給）

## （苗木の供給）

1 苗木は発注者供給とする。

## （引渡し）

2 苗木は請負者の要求があったとき、発注者の指定する場所で引渡しをする。

3 苗木の引渡月日別数量は、双方協議のうえ定めるものとし、請負者はこれに基づいて引渡しの3日前までに苗木引渡計画書により、監督職員に苗木の引渡しを要求しなければならない。引渡しにあたっては、請負者は必ず立会いし、活着の見込みがないと認められる不良苗木が混入している時は、そのものについて受領を差し控えなければならない。

4 請負者が苗木を受領した時は、遅滞なく受領書を提出しなければならない。

## （不適格苗木の措置）

5 苗木の引渡し後、亡失又は折損、衰弱苗等植栽に不適格の苗木を発見した場合の措置は、監督職員の指示に従わなければならない。この場合、その原因が請負者が善良な管理者としての注意を怠ったと認められる時は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木を補充し、又は交換しなければならない。

## （引渡しの変更）

6 引渡しの月日、数量等について作業の進捗状況、天候等によって変更しようとする時は、遅滞なく監督職員に連絡しなければならない。

## （供給苗木の内訳）

7 苗木の供給は下記による。

引渡場所	仮植場所	樹 種 別 数 量			
		ユリノキ			
後日指定	青森県下北郡東通村白糠字入込山国有林358林班は2小班	385本			

## （その他）

8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。



# 苗木仕様書

## (経費負担)

- 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。  
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和45年5月22日法律第88号）第12条第1項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

## (規格、形質)

- 苗木の規格は下表による。

樹種	苗齢	規格			備考
		区分	苗長	根元径	
スギ普通苗	3年生	—	35cm上	8.0cm上	
スギコンテナ苗	2年生	—	35cm上	4.0cm上	

- 形質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

### (普通苗)

- 地上部の幹がまっすぐで太く、枝が四方に出て下枝が十分に張り、全体として調和がとれているもの。
- 根の発達が良好で、地上部とのつり合いがとれ、鳥足及び徒長していない頂芽の完全なもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- 樹種ごとに特有の健全色を呈しているもの。

### (コンテナ苗)

- 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ている、全体として調和がとれているもの。
- 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- スギコンテナ苗の形状比は、当面80以下を優先的に使用すること。

## (不適格苗木の措置)

- 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

## (受入れ)

- 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

## (コンテナ苗の保管)

- 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

## (その他)

- この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 苗木運搬仕様書

## (運搬計画書)

- 1 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

## (運搬方法)

- 2 運搬方法
  - (1) 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速ていねいに行い、シート等で覆うこと。
  - (2) 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

## (1回に運搬する苗木の数量)

- 3 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

## (その他)

- 4 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者住所

氏名

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員	令和 年 月 日 官職氏名
記事	

# 土仮植仕様書

## (苗木)

- 1 苗木は別途仕様書によるが、現地到着後仮植箇所へ直ちに運搬し、解梱し仮植を行うこと。

## (床地の選定)

- 2 仮植地の選定にあたっては、監督職員の指示によることとするが下記の条件を考慮して定めなければならない。
  - (1) 植付予定地に近いところ
  - (2) 風のあたらない平坦地又は緩斜地
  - (3) 排水のよいところ

## (床作り)

- 3 雑草、かん木類を刈払い、草の根、落葉など完全に除去すること。次に唐鍬で深さ20cm以上に耕し、根や石を拾い出し、耕した土を砕いて均し、周囲に排水溝を作ること。排水溝は深さ25cm以上とし、幅は特に定めないが床地に雨水が溜まらないように作設すること。

## (仮植)

- 4 植溝は水平方向に平鍬で15～20cmの深さに掘り、選苗しながら1束の結束縄の長さに応じた範囲内に、山側に寝せ1本並べとして根をできるだけ広げ植溝に入れること。  
なおこの場合、結束を解いた縄は当該仮植苗木沿いに保管しておくようにすること。植溝は、列間20cmの間隔となるよう掘りながら山側に土寄せし、苗木を十分踏みつけること。踏みつけ後は、下枝が土に埋まらないように手直しを行い、最後に排水溝の整備をすること。  
また、気象により乾燥しやすい場合はむれないようむしろ等で日覆いを行い、適宜灌水を施すること。

## (その他)

- 5 土仮植の状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項で必要ある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 植付作業仕様書（普通苗）

## （放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## （区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

## （植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から3日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

## （苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にいねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
  - (1) 苗木の供給及び規格、仮植については別途仕様書によること。
  - (2) 仮植箇所からの苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木袋等については前もって十分に浸すなどの措置を講じ、苗木の乾燥防止に努めること。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあつては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うとともに、やや深めに植込むなど細心の配慮をすること。

植付方法は次により行うこと。

  - (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
  - (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
  - (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
  - (4) 植付地点を中心に約60cm四方の地被物を除去し、その中を約40cm四方、深さ約25cmを耕し、根、石礫等を除去して植穴全体の土壌を膨軟にすること。
  - (5) できるだけ植穴の中に落葉、石礫等が混入しないようにすること。
  - (6) 植穴の中で苗木の根を十分広げ、根の先がでないように土寄を行うこと。この際、浅植え、深植とならないようにし、苗木が直立するよう植込むこと。
  - (7) 苗木を左右、上方に揺り動かしながら、土粒が根に十分密着するように覆土を行い、踏み固めを静かに十分に行い、除去した地被物等で根回りを覆うこと。
  - (8) 植付終了後は必ず見回りを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

## （その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 植付作業仕様書（コンテナ苗）

## （放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## （区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

## （植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から7日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

## （苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にていねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
  - (1) 苗木の供給及び規格については別途仕様書によること。
  - (2) 苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
  - (3) 苗木の運搬や植栽にあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に扱うこと。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあつては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うこと。  
植付方法は次により行うこと。
  - (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
  - (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
  - (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
  - (4) 植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より1～2cm程度低くなるようにすること。また、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
  - (5) 根鉢上面に1～2cm程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
  - (6) 踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
  - (7) 植付終了後は必ず見回りを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

## （その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 下刈作業仕様書

## (放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## (区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

## (刈払い)

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
  - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。

ただし、有用天然木については原則保残しなければならない。

また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
  - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
  - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ1/3以下とすること。
  - (4) 植栽木等にかままっているつる類は根元から取り除くこと。
  - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して1本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
  - (6) 刈払後15日を経過しない期間内に一部完了届を提出し、部分検査を受けなければならない。

また、2回刈作業の場合は、1回目刈払い終了後の一部完了検査を受けてから着手しなければならない。

## (苗木の許容損傷率)

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹種	林令						
	1(2)	2(3)	3(4)	4(5)	5(6)	6(7)	
スギ	8%	8%	6%	6%	4%	4%	
カラマツ	8	8	6	6	4	4	
その他針	8	8	6	6	4	4	
広葉樹	8	8	6	6	4	4	

林令( )は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木(林齢相当)本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。(植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による)

## (作業歩道の作設)

- 6 作業歩道は、幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

## (有用天然木の範囲)

- 7 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等  
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

## (その他)

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 下刈（筋刈）作業仕様書

## （放射線障害防止措置）

1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務 等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## （区域の標示）

2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

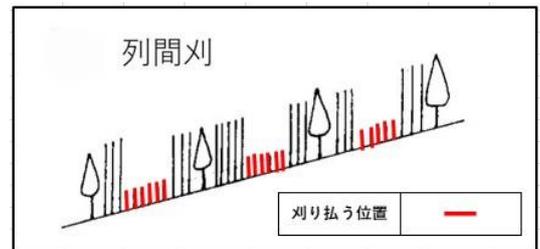
## （刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
- (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、下記の 4 刈り払い仕様に従い筋刈りを行わなければならない。  
ただし、有用天然木については原則保残しなければならない。  
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
  - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
  - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ 1/3 以下とすること。
  - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
  - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
  - (6) 刈払後 15 日を経過しない期間内に一部完了届を提出し、部分検査を受けなければならない。  
また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の一部完了検査を受けてから着手しなければならない。

## （刈払い仕様）

- 4 刈り払いについては、植栽木の列間を刈り払うこととする。  
また、傾斜 15° 以上の場合、筋刈は等高線上の列間刈を基本とする。

【刈り払いイメージ】



刈り幅については下記のとおりとする。

刈払方法	刈幅	その他
筋刈	1.6m	

## （苗木の許容損傷率）

- 5 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹種	林令	林令					
		1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
スギ		8%	8%	6%	6%	4%	4%
カラマツ		8	8	6	6	4	4
その他針		8	8	6	6	4	4
広葉樹		8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

- 6 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齡補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。  
ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齡相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

**（作業歩道の作設）**

- 7 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

**（有用天然木の範囲）**

- 8 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等  
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

**（その他）**

- 9 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 下刈作業の留意事項

## (期間延長に伴う留意事項)

9月以降に下刈を実施する際は、標準仕様書及び下刈作業仕様書等のほか、以下の項目に留意しなければならない。

- (1) 事業計画の作成にあたっては、当該事業地における植栽木の樹種、樹高、侵入雑草木の種類及び生育状況等を十分に考慮しなければならない。
- (2) 9月以降に下刈を行う場合には、作業に先立って現地状況を確認し、監督職員と協議のうえ、必要に応じ植栽木等を損傷しないよう対策を講じなければならない。

# 歩道整備作業仕様書

## (放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## (区域の表示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであるが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

## (作業の方法)

- 3 刈払い幅は1.0mとし、歩行に支障のないよう刈払物を片付けしなければならない。
- 4 歩道上の植生は地際から刈払いし、歩道上に覆い被さり歩行に支障となる枝等は刈り払わなければならない。  
また、歩道上に倒木等があった場合は取り除かななければならない。
- 5 刈払いにおいては、歩道に接する植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。

## (その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

別紙

## 国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについての特記仕様書

次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとします。

### 1. 工事看板の記載内容

健全な森林づくりのための〇〇（地拵／植付／下刈／除伐／除伐Ⅱ類／獣害対策）を行っています 国土強靱化対策事業
---

### 2. 留意事項

造林事業請負標準仕様書第4条第7項により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要です。これまで設置していた看板等に、上記「1. 工事看板の記載内容」の文章を追加してください。



看板等への記載イメージ